

旅費規程の細則を定める達

2018年9月25日

MF第2018000005号

(目的)

第1条 この達は一般財団法人みらい財団旅費規程の細則について定める。

(等級基準表)

第2条 旅費規程9条の等級基準表は、別表1に掲げるところによる。

(内国旅費額基準表)

第3条 旅費規程第10条第1項の内国旅費額基準表は、別表1に掲げるところによる。

(外国旅費額基準表)

第4条 旅費規程第10条第2項の外国旅費額基準表は、別表2に掲げるところによる。

(出張命令書)

第5条 出張命令書の様式は、以下の項目を含む決裁文書とする。

- (1) 目的
- (2) 期間
- (3) 目的地(訪問先)
- (4) 日当、交通費等
- (5) 費目
- (6) 出張者情報
- (7) その他必要な項目

(改廃)

第6条 この達の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この達は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。

別表1 等級基準表

	移動手段	区分の数	適用すべき等級
内 国 旅 費	新幹線及び特別急行列車		普通車指定席
	上記以外の鉄道賃		普通運賃または普通車指定席
	船賃	2	下級指定席運賃
		3	中級指定席運賃
航空賃	2	役員については上級指定席運賃 職員については下級指定席運賃	
外 国 旅 費	特別急行列車	2	上級指定席運賃
		3	中級指定席運賃
	船賃	2	上級指定席運賃
		3	中級指定席運賃
	航空賃	2	役員については上級指定席運賃 職員については下級指定席運賃
		3	役員、事務局長、事務局次長及び部長につい ては中級指定席運賃 その他の職員については下級指定席運賃
4		役員、事務局長、事務局次長及び部長につい ては最上級の直近下位の等級指定席運賃 チーム長については最上級の2位下位の等級 指定席運賃 その他の職員については最下級の等級指定席 運賃	

別表2 内国旅費額基準表

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
理事長	5,100円	15,300円
専務理事及び常務理事	4,900円	14,600円
理事及び監事	4,500円	13,800円
事務局長	4,200円	13,100円
事務局次長	4,100円	12,500円
部長	3,800円	11,900円
チーム長	3,500円	10,800円
その他の職員	3,400円	10,500円

別表3 外国旅費額基準表

区分	日当 (1日につき)
理事長	7,900円
専務理事及び常務理事	7,300円
理事及び監事	6,500円
事務局長	6,200円
事務局次長	5,900円
部長	5,600円
チーム長	5,200円
その他の職員	4,800円